

八尾市建設工事等の入札談合情報の取扱いに関する要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、本市が発注する建設工事（工事関連委託業務を含む。以下同じ。） 、 物品等の入札の適正を期し、入札談合に関する情報に対して的確な対応を行うため、その取り扱いについて必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 この要綱において「入札談合に関する情報」とは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条若しくは第8条第1号の規定に違反する行為又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第2項に規定する談合行為に関して本市に寄せられる情報をいう。

(取扱基準)

第3条 入札談合に関する情報のうち、次の各号に掲げる条件のすべてを満たす情報については、公正な入札の執行を妨げるおそれがあるもの（以下「談合情報」という。）として取り扱うものとする。

- (1) 情報提供者（入札談合に関する情報を本市に直接提供する者をいう。）又は通報者（入札談合に関する情報を間接的に提供する報道機関等をいう。）に氏名、名称及び連絡先が明らかであること。
 - (2) 当該情報に係る入札の工事名称及び落札予定業者名（特定建設工事共同企業体にあつては、代表者名を含む。以下同じ。）が提示されていること。
 - (3) 談合に関与した者の氏名、談合が行なわれた日時、場所及び方法、具体的な落札予定価格その他談合に参加した当事者以外には知りえない内容を含んでいること。
- 2 前項の基準に該当しない情報であっても、入札に関する状況等から、談合情報として取り扱う必要があると認められるものについては、前項の基準に該当する情報として取り扱うものとする。

(公正取引委員会等への連絡)

第4条 市長は、談合情報（第3条第2項の規定による談合情報として取り扱う必要があると認められるものを含む。以下同じ。）を入手したときは、逐次公正取引委員会及び警察当局へ連絡をするものとする。

(事情聴取等)

第5条 市長は、談合情報に係る入札参加者に対して、事情聴取等の方法により事実の確認を行うことができる。

(談合情報が寄せられた入札の取り扱い)

第6条 市長は、前条に規定する事情聴取等により明らかに談合の事実があったと認められる場合は、当該入札を無効とし、入札の執行を中止し、若しくは延期し、又は契約を保留若しくは解除することができる。

(委 任)

第7条 この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。